

# 独立行政法人国立高等専門学校機構都城工業高等専門学校 と社団法人宮崎県工業会との包括連携協力協定書

独立行政法人国立高等専門学校機構都城工業高等専門学校(以下「甲」という。)と社団法人宮崎県工業会(以下「乙」という。)は、相互の資質の向上及び地域社会の発展に寄与するため、次のとおり協定を締結する。

## (目的)

第1条 甲及び乙は、互いに交流を深めることによって、相互の資質の向上及び高等専門学校と県内企業との連携強化を図り、地域社会の発展に貢献することを目的とする。

## (組織)

第2条 前条の目的を遂行するため、「都城工業高等専門学校－宮崎県工業会産学連携会議」(以下「本会議」という)を設置し、連携のための基本事項を決定する。

- 2 本会議の構成人員は、甲の校長、校長補佐(社会連携担当)及び事務部長、並びに、乙の会長、副会長(産学連携担当)及び専務理事とする。
- 3 本会議において決定された事項を具体化し、計画的に実行していくため、本会議の下部組織として必要に応じ専門委員会を設置する。
- 4 専門委員会の名称及び構成人員は、本会議において決定する。

## (会議開催等)

第3条 本会議は原則として年1回以上開催し、当該年度の実施事項の評価及び次年度の実施計画を決定する。

- 2 本会議の議長は、甲乙双方の協議にて定め、会議の招集は議長が行うものとする。
- 3 専門委員会は、必要に応じて開催する。

## (目標及び計画)

第4条 本会議及び専門委員会において決定される事項については、具体的な目標を明示し、達成期限を設けるものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定の締結日から平成23年3月31日までとする。ただし、本協定書の有効期間1月前までに、甲乙いずれからも改廃の申し出がない場合は、5年間更新するものとし、以後も同様とする。

(事務処理)

第6条 本協定に係る事務は、甲乙双方の事務局において処理するものとする。

(補則)

第7条 この協定に定めない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙双方で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、当該者署名の上、各自1通を保有する。

平成18年6月8日

甲 都城市吉尾町473-1  
独立行政法人国立高等専門学校機構  
都城工業高等専門学校  
校長 廣津原 寛

乙 宮崎市佐土原町東上那珂16500-2  
社団法人宮崎県工業会  
会長 水谷 茂